



《会計・税務の知識》

改正信託法のビジネス上の活用

平成18年12月、信託法が84年ぶりに全面的に改正され、昨年9月30日より施行、平成19年の税制改正により、信託税制も整備されました。

また、適用が1年間凍結されていた自己信託の解禁も間近に迫っています。

今回は、改正信託法とその経営への活用方法について話題にしてみました。

今回ご紹介する改正信託法のポイントは次の4つです。

1) 「自己信託」

これは、信託の設定方法として新たに創設されたものです。従来は、委託者と受託者の契約によるか、遺言による設定の2つの方法しかありませんでした。

改正信託法では、自分が所有する一定の財産を、「これから信託財産として、その他の財産とは別に扱います」と宣言することによって、委託者自らを受託者となって信託を設定することができるようになりました。これは、欧米の制度にならって、導入されたものです（信託法第3条3号）。

2) 「事業信託」

これは、信託できる財産の範囲を、プラスの財産のみならず、マイナスの財産（負債）まで広げること認める制度です（信託法第21条1項3号）。

これにより、資産と負債が一体となって構成される事業そのものを信託財産とすることも可能となりました。

3) 「限定責任信託」

受託事業により生じた債務について、従来は受託者固有の財産までもが無限責任を負っていたのを、信託財産のみに責任を限定できるようになりました（信託法216）。

4) 「受益証券発行信託」

「受益証券発行信託」は信託を便利にする重要な改正ポイントです。

従来は、特別法に定める一定の信託だけが有価証券化されていましたが、改正法では、一般的に受益

証券の有価証券化を認めることになっています（信託法185）。

これらを組み合わせて、次のようなビジネス上の活用方法が想定されています。

1) 効率的な流動化・証券化

企業が保有する債権を証券化する場合には、従来は、その債権をまとめて信託銀行に信託し、信託銀行から取得する受益権を投資家に販売していましたが、自己信託によれば、債権を保有する企業が自ら受託者となって受益権を販売することが可能となり、時間とコストを節約しつつ資金調達できます。

2) 特定事業の収益を引当にした資金調達

特定の事業に必要な資産、負債を自己信託し、受益権を投資家に販売することにより、会社分割で子会社化する場合と比べ、従業員の出向、転籍という問題や、企業秘密の漏洩の危険を回避しつつ、資金の調達が可能となります。

3) M&A

特定の事業について他社と提携する場合に、その事業を自己信託し、受益権の一部ないし全部を提携先の企業に売却することにより、事業提携手段として活用できます。

4) 事業の再生

不振事業を一時的に自己信託して、受益権を再生ファンド等に引き受けてもらい、集中治療的に事業の再生を図り、改善後に再び事業の返還を受けられます。

その他、事業承継や相続の対策にも活用が期待されています。

自己信託は、今月末に解禁される予定です。

皆さんのビジネスでも活用を検討されてはいかがでしょうか？